

令和4年12月1日

介護職員等ベースアップ支援加算の支給概要

1) 介護職員等ベースアップ支援加算

サングリーンやさと（通所リハ含む）及び、柿岡あかねへ支払われる
介護職員等ベースアップ支援加算から法定福利費及び賞与積立金を差し引いた金額を
原資とし毎月支給する。

・毎月支給される加算報酬の考え方

介護職員等ベースアップ支援加算の2/3とする。

介護職員（週40時間労働者）	支給総額の67%
介護職以外（週40時間労働者）	支給総額の33%

・賞与支給される加算報酬の考え方

介護職員等ベースアップ支援加算1/3とする。

介護職員（週40時間労働者）	支給総額の67%
介護職以外（週40時間労働者）	支給総額の33%